

# 資料編



## 1 用語解説

### <あ行>

#### 【育成医療】<P41>

児童福祉法により、身体に障害のある児童に対して生活能力を得るため必要な医療の給付を行う制度です。平成 18 年度から、障害者支援法に基づく自立支援医療の給付に移行し、1割の自己負担する仕組みとなりました。これに伴い「児童福祉法」の育成医療に関する事項は削除されました。

#### 【ALS（筋萎縮側索硬化症）（Amyotrophic Lateral Sclerosis）<P75>

ALSは、脳から脊髄まで信号を伝える上位運動ニューロンと、それを受けて脊髄から信号を発し筋肉を収縮させる下位運動ニューロンが、選択的にかつ進行性に変性し消失していく原因不明の病気。筋萎縮と筋力低下が特徴的な病気で、初期には手足がやせたり力が入らなくなります。筋萎縮は徐々に全身に広がり、歩行困難になるほか、言語障害、嚥下障害、呼吸障害に及びます。介護保険制度における特定疾病の一つ。

#### 【NPO（民間非営利団体）（non-profit organization）<P8>

ボランティア活動などに取り組む民間の営利を目的としない団体。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。平成 10（1998）年 12 月施行の特定非営利活動促進法（NPO法）によって、法人格が与えられることになりました。非営利組織、民間非営利組織ともいいます。

### <か行>

#### 【ガイドヘルプサービス】<P9>

重度の視覚障害者や脳性麻痺などの全身性障害者の社会参加を助けるための外出時の移動介助をいいます。

#### 【学習障害】（LD）（Learning Disabilities 或いは Learning Disorders の略語）<P43>

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

#### 【QOL（クオリティオブライフ）（quality of life）<P54>

生活の質。生命の質。人びとの生活を物質的な面だけから量的にとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。医療や福祉の分野による援助もこのQOLを高めるという視点が重要視されます。

#### 【ケアマネジメント】<P88>

援助を必要としている人の社会生活上のニーズを充足させるために、その要援護者と適切な社会資源とを結び続ける手続き全般を指します。

### 【言語聴覚士】(Speech Therapist ; S T) <P91>

言語障害者が話せるようになるために、その治療や訓練を行う専門職。言語障害の診断・治療・予防といった医学的知識や、発語訓練への習熟、他職種とのチームワークについてなど幅広い知識が必要です。国家資格で法律により業務が定められています。

### 【高機能自閉症】<P43>

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

### 【高次脳機能障害】<P5>

病気や事故などの種々の原因で脳が損傷されたために、脳の処理能力が衰え、思考・記憶・行為・言語などの障害や人格の変化、意欲の低下などの症状を伴い、正常な社会生活を営むことが困難な状態。

### 【更生医療】<P41>

身体障害者の障害の軽減や除去をすることで、職業能力を増進し、社会生活を容易にするために必要とする医療費の給付を行う制度をいう。

### 【更生施設】<P9>

障害者が更生に必要な治療又は指導及び訓練を受ける施設。

### 【交通バリアフリー法】<P59>

正式名称は「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」〔平成12年5月成立〕。この法律は、鉄道、バス、航空会社などの交通事業者に対し、「新設、改良の駅にはエレベーター、エスカレーターを設置する」「誘導・警告ブロックを敷設する」「障害者用トイレを設置する」などを義務付けています。

## <さ行>

### 【作業療法士】(Occupational Therapist ; O T) <P91>

身体や精神に障害のある人に対し、手芸、工作その他の作業を行わせることにより、応用的動作能力や社会的適応能力等を回復させる作業療法を専門技術とすることを認められた医学的リハビリテーションの技術者。法律により資格や業務が定められ、医師の指示に従います。

### 【支援費制度】<はじめに>

障害者自らがサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結ぶことにより、サービスを利用する制度。平成18年度から障害者自立支援法に基づき自立支援給付の制度に段階的に移行していきます。

### 【社会福祉士】<P91>

創設当初は、主に高齢者を中心とした福祉施策分野のみを活動領域とする位置づけでしたが、現在は保健医療分野における医療ソーシャルワーカー (Medical Socialworker ; MSW) の基礎資格としても認知されてきています。

### 【周産期医療】＜P41＞

妊娠満 22 週以後、出産後 7 日未満の期間にある母子を対象に、ハイリスク症例（妊産婦、胎児及び早期出生児について集中管理が必要な症例）の出生前から、NICU（新生児集中治療管理室）退院後のフォローアップまで含めた一連の医療のこと。

### 【授産施設】＜P3＞

一般就労が困難な障害者が福祉的就労の場に入所又は通所し、自立に必要な指導などを受ける法定職業訓練施設。身体障害者授産施設、重度身体障害者授産施設、知的障害者授産施設、精神障害者授産施設があります。障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスにおいては、訓練等給付の「就労移行支援」と介護給付の「施設入所支援」に位置づけられます。

### 【障害者週間】＜P35＞

障害者基本法により、12月9日が「障害者の日」と規定されていました。これは、国連が昭和50年に「障害者の権利宣言」を採択した日です。また、12月3日は「国際障害者デー」であるとともに、日本が障害者基本法を公布した日です。しかし、平成16年の障害者基本法の改正により障害者週間の規定に改められました。障害者週間は12月3日から12月9日までの1週間とし、障害者の自立と社会参加への意欲を高め、同時に国民の障害者に対する理解を深めるための運動を展開することになっています。

### 【小規模作業所】＜P9＞

民間企業で働くことの困難な障害者の働く場や活動の場として、障害者、親、ボランティアなどの関係者が共同事業として、地域の中で生まれ、運営されている施設。共同作業所、小規模授産所、福祉作業所などの名称でも呼ばれており、様々な形態により運営されています。「障害者自立支援法」の制定・施行に伴い、その機能に合わせて、障害福祉計画に基づき計画的に新たな事業体系に移行することになっています。

### 【小規模通所授産施設】＜P9＞

民間企業で働くことの困難な障害者の働く場や活動の場として、障害者、親、ボランティアなどの関係者が共同事業として、地域の中で生まれ、運営されている施設をいいます。

### 【職場適応援助者（ジョブコーチ）（job coach）＜P46＞

知的障害者、精神障害者等を中心とした就職及び職場適応に課題を有する障害者の雇用促進及び職業生活の安定を図るために、就職前はもとより、就職後においても個々の障害特性を踏まえて、職場等においてきめ細かな就労の支援をする人のこと。

### 【ストマ】＜P78＞

なんらかの要因によって、肛門を切除したり、膀胱を摘出する治療を行った場合に、その代わりとなる便や尿の出口（排せつ口）をつくる必要があります。その新しくお腹にできた便や尿の出口（排せつ口）のこと。ストマには、便を排せつする消化管ストマと尿を排せつする尿路ストマがあります。

### 【生活訓練施設】＜P9＞

回復途上にある精神障害者が入所し、自立生活のための助言・指導等を受ける施設。入院医療の必要はないが、精神障害のため独立して日常生活を営むことが困難な人が利用対象となります。原則として2年間の通過型施設。短期入所（ショートステイ）機能、通所機能も持つところがあります。

### 【精神保健福祉士】(Psychiatric Social Worker ; P S W) <P91>

精神保健福祉法に規定された国家資格。精神障害者の保健や福祉に関する専門的知識・技術をもって、精神病院・その他の医療施設において精神障害の医療を受けている人、または精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している人の社会復帰に関する相談に応じ、助言・指導や日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行います。

### 【成年後見制度】<P53>

判断能力が不十分な成年者（痴呆性高齢者・知的障害者・精神障害者など）を保護・支援するため、代理人などを選任し、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を代理人らが後見する民法上の制度。家庭裁判所が事案に応じて適切な保護者（成年後見人、保佐人、補助人）を選ぶ法定後見制度と、本人が前もって代理人（任意後見人）を選び、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理、身上監護などについての代理権を与える任意後見制度があります。

## <た行>

### 【注意欠陥／多動性障害】(ADHD) (Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)

#### <P43>

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。また、7歳前に現れ、その状態が継続し中枢神経になんらかの要因による機能不全があると推定されます。

### 【通勤寮】<P9>

就労している知的障害者が、住宅として利用するとともに、独立生活を送るのに必要な助言・指導を受けられることができる施設。

### 【特別支援教育】<P43>

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD, ADHD, 高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものです。

## <な行>

### 【日常生活動作】(activity of daily living ; ADL) <P56>

毎日の生活を送るための基本動作群のことで、①身の回り動作（食事、更衣、整容、トイレ、入浴）、②移動動作、③その他の生活関連動作（家事、交通機関の利用等）があり、通常は①と②を指します。日常生活動作の自立はリハビリテーション医学の治療目標の一つ。

### 【ノーマライゼーション】(normalization) <はじめに>

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそ正常（ノーマル）な社会であるという考え方。

## <は行>

### 【ハートビル法】<P59>

正式名称は「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」〔平成6（1994）年に成立、平成14（2002）年改正〕。この法律の内容は、学校、病院、劇場、観覧場など多数の人が利用する特定建築物を建築しようとするものに対して、その出入口、廊下、階段などについて、高齢者、身体障害者などが円滑に利用できるようにするための努力義務を課したものです。平成18年6月、「交通バリアフリー法」と統合され、新バリアフリー法となりました。

### 【バリアフリー】(barrier-free) <P30>

障害者が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除くという意味で、もとは段差等の物理的障壁を取り除くという意味の建築用語。より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の取り除くという意味でも用いられます。

### 【バリアフリー新法】<P59>

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年6月21日公布）。バリアフリー新法は、鉄道駅やバスターミナルなどの公共交通機関を対象とする「交通バリアフリー法」と、デパートや旅客施設などのバリアフリー化をめざす「ハートビル法」を統合し、高齢者や障害者が移動しやすいまちづくりを一体的に進めることを目的に制定された法律。これまで駅やビルなど、いわば「点」としてのバリアフリー化が進められてきましたが、今後は地域一帯を「面」としてとらえ、バリアフリー化を進めることとなります。

### 【ピアカウンセリング】(peer counseling) <P77>

同じ障害をもつ者がカウンセラーとして相談にのったり、様々な自立支援を行うこと。ピア（peer）は「仲間」という意味です。

### 【福祉的就労】<P29>

一般的就労が困難な障害者が、福祉的配慮のもとに授産施設や福祉工場等で工賃収入を得て働くこと。障害者自立支援法の施行に伴い、身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに、従来行われてきた福祉的就労は、おおむね5年程度をかけて、同法に基づく自立支援給付（就労移行支援、就労継続支援など）に移行していきます。

### 【福祉工場】<P9>

作業能力はあるが、諸事情により一般企業に雇用されることが困難な方を雇用し、社会生活や健康管理などに配慮した環境のもとでの社会的自立を促進することを目的とする施設です。

### 【福祉ホーム】<P9>

ある程度の自活能力があって、家庭環境や住宅事情のため家族との同居や住居の確保がむずかしい障害者に対し、低料金で居室や設備を提供する施設です。日常生活に必要な便宜を図り、障害者が自立した生活を営むことができることを目的としています。身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホームがあります。自立支援法では、地域生活支援事業の福祉ホーム事業に位置づけられますが、グループホームと、ケアホームに移行が可能です。

### 【法定雇用率】 <P46>

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に、民間企業、国、地方公共団体は、一定の雇用率に相当する数以上の身体障害者または知的障害者を雇用しなければならないと定められており、その雇用率を法定雇用率といいます。一般の民間企業は1.8%、国・地方公共団体・特殊法人は2.1%となっています。平成17年の同法改正により、平成18年度から、身体障害者、知的障害者に加えて、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳保持者）も各企業の雇用率の算定対象になりました。

### 【ボランティア】(volunteer) <P38>

個人が自発的に決意・選択し、人間のもっている潜在的能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動。自発性（自立性）・無償性（非営利性）・公共性（公益性）・先駆性（開発性）を特徴とします。ただし、非営利的有償サービスへの参加なども含まれるようになり、より多義的なものとなっています。

### 【ボランティアセンター】 <P39>

ボランティア活動の地域における拠点として、市町村の社会福祉協議会等に設置されたセンター。ボランティアセンターでは、①ボランティア活動の相談、登録、あっせん、②ボランティア活動に関する調査研究、情報提供、啓発、③ボランティアの研修、機材の貸与などを行い、総合的にボランティア活動を促進しています。

## <ま行>

### 【メンタルヘルス】 <P42>

健康のうち主に精神面の健康を対象とし、心の病を予防・治療し、心の健康を保持・向上させるための様々な活動をいいます。

## <や行>

### 【ユニバーサルデザイン】(universal design) <P30>

ユニバーサルとは英語で「普遍的な、全ての」という意味です。ユニバーサルデザインとは、製品、建物、環境等を障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようはじめから考えてデザインするという考え方です。欧州ではデザインフォーオール（みんなのためのデザイン）と呼ばれています。

### 【要約筆記者】 <P61>

言語・聴覚障害者のコミュニケーション手段の一つである筆記を用いて通訳を行う者。

## <ら行>

### 【ライフステージ】(life stage) <P26>

乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期など、人が生まれてから死にいたるまでの様々な過程における生活史上の各段階をいいます。

### 【理学療法士】(physical therapist; P T) <P91>

治療体操・マッサージ・電気刺激などの理学療法を行う、医学的リハビリテーションの技術者。法律により資格や業務が定められ、医師の指示に従います。

**【リハビリテーション】(rehabilitation) <P29>**

障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害者の自立と社会参加をめざすという考え方です。

**【療護施設】 <P9>**

常時介護を必要とする身体障害者が入所し、治療・養護のサービスを受ける施設。身体障害者の福祉施設の中でももっとも重度の障害を持つ人が利用するものです。身体障害者福祉ホームとともに「生活施設」して位置づけられるものです。

注) 用語の後にある頁数は用語の初出ページを表しています。

## 2 柴田町障害者基本計画及び障害福祉計画作成委員会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、柴田町長（以下「町長」という。）が障害者基本法第9条の規定に基づく「障害者基本計画」及び障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」（以下「計画」という。）を一体的に策定するため、幅広い関係者の意見を反映するために作成委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて計画を専門的見地から協議し、その結果を答申するものとする。

(委員会の構成)

第3条 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- |               |    |
|---------------|----|
| (1) 障害者       | 2人 |
| (2) 医療機関      | 1人 |
| (3) 民生児童委員    | 2人 |
| (4) 障害者相談員    | 1人 |
| (5) 福祉施設職員    | 4人 |
| (6) 教育機関職員    | 1人 |
| (7) 保健福祉機関担当者 | 3人 |
| (8) 学識経験のある者  | 1人 |

2 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の委嘱期間は、委嘱の日から計画が作成終了日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は会務を総理し、委員会の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(関係者の出席要求)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課福祉班において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成18年6月1日から施行する。

### 3 柴田町障害者基本計画及び障害福祉計画作成委員会委員

委員長	菊地康子
副委員長	村川淳一

No.	分野	氏名	所属・役職等
1	障害者	大沼逸郎	柴田町身体障害者福祉協会長
2		櫻井信子	柴田町身体障害者福祉協会書記
3	医療機関	村川淳一	柴田町医師団幹事（医師）
4	民生児童委員	大和田瑠里子	民生児童委員
5		菅原君江	民生児童委員
6	障害者相談員	菊地康子	知的障害者相談員
7	福祉施設職員	安藤敏明	特別養護老人ホーム常盤園事務長
8		越前朋宏	旭園総務課長
9		武田元	はらから福祉会蔵王すずしろ施設長
10		奥山幹子	むつみ学園主査児童指導員
11	教育機関職員	増田泰	船岡養護学校教諭
12	保健福祉機関担当者	亀井道雄	仙南保健福祉事務所次長（母子障害班）
13		佐藤浩美	町健康福祉課主幹（保健師）
14		大沼由香	町健康福祉課主査（主任ケアマネージャー）
15	学識経験のある者	関矢貴秋	仙台大学講師



---

## 柴田町障害者福祉計画

発行日 平成 19 年 2 月

編集・発行 柴田町 健康福祉課  
〒989-1692

宮城県柴田郡柴田町船岡中央 2 丁目 3 番 45 号

TEL 0224-55-2160

---